

土木工事の積算に用いる資材価格特別調査取扱い要領

1 適用範囲

この要領は、川口市が発注する土木工事について適用する。

2 対象資材

(1)ゴム製支承

県単価表、物価資料に掲載がない全てのゴム製支承

(2)その他の資材

県単価表、物価資料に掲載がなく、見積単価が概ね100万円以上と想定される資材、または総額(単価×数量)で概ね1,000万円以上と想定される資材。

調査資材例

ボックスカルバート(大型製品)、電線共同溝特殊部(本体、蓋等)、
フラップゲート、給排水ポンプ、排水機場及び水門等の開閉機、四阿、
鋼矢板用可とう継手、樋管継目用耐土圧板(耐圧ゴムプレート)、
道路河川情報表示盤(制御装置、操作盤、支柱等)、橋梁鑄物製高欄、
その他調査の必要性があると判断される資材

3 調査方法

工事発注課が資材価格調査業務を調査会社へ依頼し、採用単価を決定する。

4 単価の有効期限

特別調査単価の有効期限は原則1年間とする。

5 調査不能資材

調査しても単価が算定できない場合は、見積で対応すること。

附則

この取扱いは、令和7年12月1日から施行する。